(別紙1) 利用料金表 【要介護認定を受けている場合】

	サービスに要する	20 分未満	20 分以上	30 分以上	1 時間以上	以降
	時間		30 分未満	1 時間未満	1時間半未満	30 分増す毎に
	1. 利用料金	1,630円	2,440 円	3,870円	5,670 円	820 円
身体介護	2. うち、介護保険から給付される金額	1,467円	2, 196 円	3, 483 円	5, 103 円	738 円
皮	3. サービス利用に 係る自己負担金 (1-2)	163 円	244 円	387 円	567 円	82 円

	サービスに要する 時間	20 分以上 45 分未満	45 分以上
,,	1. 利用料金	1,790円	2,200 円
生活援助	2. うち、介護保険から給付される金額	1,611 円	1,980 円
切	3. サービス利用に係 る自己負担額 (1-2)	179 円	220 円

- ☆身体介護中心であるサービスを行った後に引き続き、生活援助が中心であるサービスを行ったときは、最初の 20 分で 650 円 (自己負担 65 円)、以降 25 分を増すごとに 650 円 (自己負担 65 円) が加算されます (加算は最大 1,950 円まで)。
- ☆平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険の対象となります。
 - ・夜間 (午後6時から午後10時まで):25%
 - ・早朝(午前6時から午前8時まで):25%
 - ・深夜(午後10時から午前6時まで):50%
- ☆上記のサービス料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。
- ☆2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、契約者の同意の上で、通常 の利用料金の2倍の料金をいただきます。
 - (例) 体重が重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合 暴力行為等が見られる方へサービスを行う場合
- ☆基本単位数・加算に係る自己負担の割合は「自己負担割合証」記載された割合です。

その他の加算

•特定事業所加算Ⅱ

当事業所は介護福祉士を一定割合以上配置している特定事業加算Ⅱ該当事業所です。前記 基本料金に、10%が加算されます。

• 初回加算

過去ふた月に訪問介護を受けていなくて新規に訪問介護計画を作成したご契約者様に対して、サービス提供責任者がサービスを行ったり、同行したりした場合に加算されます。

•緊急時訪問介護加算

ケアマネジャーが必要と認め、居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合に加算されます。

• 生活機能向上連携加算

訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等とサービス提供責任者が同行して、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合に加算されます。

		初回加算	緊急時訪問	生活機能向上
		(月)	介護加算(回)	連携加算
2	1. 利用料金	2,000円	1,000円	1,000円
その	2. うち、介護保			
他の	険から給付される	1,800円	900 円	900 円
加算	金額			
异	3. サービス利用			
	に係る自己負担額	200 円	100 円	100 円
	(1-2)			

[※]合計単位数の24.5%が介護職員等処遇改善加算として加算されます。

(別紙2) 利用料金表 【要支援認定を受けている場合・事業対象者】

○ひと月当たりの算定の場合

サービスの頻度	1. 利用料金	2. うち、介護保険	3. 自己負担額
y こハックタクラ	1. 小川川村立。	から給付される金額	(1-2)
概ね週1回のサービス	11,760 円/月	10,584 円/月	1,176 円/月
概ね週2回のサービス	23, 490 円/月	21, 141 円/月	2, 349 円/月
概ね週3回のサービス	37, 270 円/月	33,543 円/月	3,727 円/月

- ※概ね週3回のサービスは要支援2の方のみ利用が可能です。
- ※ひと月当たりの定額制のため、以下に該当する場合を除いては、原則として日割り計算 は行いません。
 - ・月途中に区分変更申請があった場合
 - ・同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
 - ・介護予防短期入所サービス等を利用された場合

その他、利用開始月及び利用終了月においては契約日及び契約解除日を起算日として日割り 計算を行います。

※利用者の状態の変化により、サービス提供量が計画に定めた実施回数・時間等と大幅に変わる場合は、介護予防支援事業者と調整の上、支給区分の変更や計画の変更、要支援認定申請の変更や要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。

○1回当たりの算定の場合

4. ドラ内穴	1. 利用料金	2. うち、介護保険	3. 自己負担額	
サービス内容	1. 利用料金	から給付される金額	(1-2)	
標準的な内容の指定相当	9.970 □ /□	9 至99 Ⅲ /园	287 円/回	
訪問型サービスの場合	2,870 円/回	2,583 円/回	201 円/ 凹	
20~45 分未満の	1,790 円/回	1,611 円/回	179 円/回	
生活援助が中心の場合	1,790 円/ 凹	1,611 円/ 凹	179 口/ 凹	
45 分以上の生活援助が	9 900 [] /[]	1 000 Ⅲ ∠⊟	990 🎞 🗸 🖼	
中心の場合	2,200 円/回	1,980 円/回	220 円/回	
短時間の身体介護	1,630 円/回	1,467 円/回	163 円/回	

○その他の加算

• 初回加算

過去ふた月に訪問介護を受けていなくて新規に介護予防訪問介護計画を作成したご契約者に対して、サービス提供責任者がサービスを行ったり、同行したりした場合に加算されます。

• 生活機能向上連携加算

訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等とサービス提供責任者が同行して、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成した場合に加算されます。

		初回加算	生活機能向上
		(月)	連携加算
その	1. 利用料金	2,000円	1,000円
その他の加算	2. うち、介護保険	1,800円	900 円
の 加	から給付される金額	1,000 🖰	
算	3. サービス利用に		
	係る自己負担額	200 円	100円
	(1-2)		

※基本単位数・加算に係る自己負担の割合は「自己負担割合証」記載された割合です。

※合計単位数の24.5%が介護職員等処遇改善加算として加算されます。